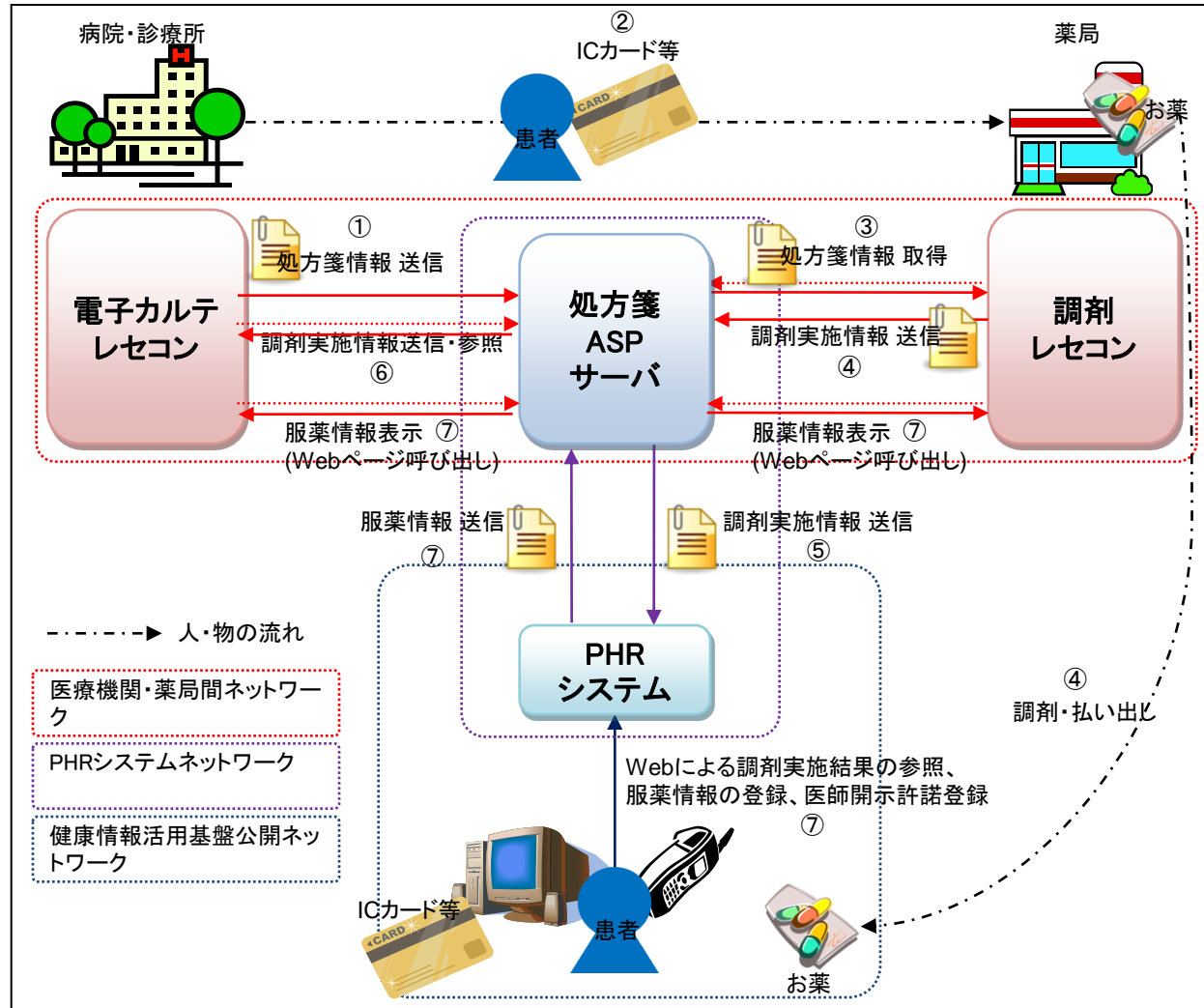


医療機関が患者を特定の薬局へ誘導することは禁止されているため、医療機関から直接薬局に電子処方箋を送信することは適当ではない。このため、処方箋ASP[※]サーバに送信して、患者が自らの意思で赴いた薬局において本人確認を経てダウンロードされる形式とする。

- ①病院・診療所において、処方箋情報を処方箋ASPサーバに送信。
- ②患者は自由意思で薬局を選び、ICカード等を持参し薬局へ赴く。
- ③薬局は患者が持参したICカード等により処方箋ASPサーバより処方箋情報を取得。
- ④調剤を実施し、調剤実施情報を処方箋ASPサーバに送信。
- ⑤処方箋ASPサーバからPHRシステムに調剤実施情報が送信
- ⑥病院・診療所において調剤実施情報を送信・参照。
- ⑦患者は調剤実施結果の参照や病院・診療所に調剤実施情報を開示するかどうかの許諾管理を行う。
また、服薬情報を登録することで、病院・診療所に服薬情報を参照してもらうことも可能。



※ASPとは、Application Service Providerの略で、ソフトウェアをインターネットを介して使用できるようにするサービス事業者のこと